

一般職の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月12日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

津幡町規則第5号

一般職の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与の支給に関する規則（昭和33年津幡町規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第2号中「条例第10条第1項」を「前条第1項」に改める。

第6条の18第1項第1号中「条例第11条第5項」を「条例第11条第7項」に改める。

第6条の21の2第3項中「条例第11条第3項」を「条例第11条第5項」に改める。

第6条の22の2第1項中「条例第11条第4項」を「条例第11条第6項」に改める。

第6条の22の3第1項中「条例第11条第5項」を「条例第11条第7項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。